第5期時津町特定事業主行動計画

令和3年3月31日 時津町長 時津町議会議長 時津町選挙管理委員会委員長 時津町代表監査委員 時津町教育委員会 時津町農業委員会 時津町水道局

第5期時津町特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第150号。以下「次世代法」という。)第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第19条に基づき、時津町長、時津町議会議長、時津町選挙管理委員会委員長、時津町代表監査委員、時津町教育委員会、時津町農業委員会、時津町水道局が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 体制の整備等

本町では、組織全体で継続的に職員の仕事と子育ての両立及び女性職員の活躍を推進するため、総務課を担当部署として推進を図り、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 状況の把握、分析及び目標

次世代法第19条、女性活躍推進法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号)第2条に基づき、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局、水道局において、それぞれの職員の仕事と子育ての両立及び女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

<職員の仕事と子育ての両立、女性職員の職業生活における活躍に関する状況、分析>

【1】採用した職員に占める女性職員の割合(全部局)

(単位:人、%)

	H28	H29	H30	H31	R02	5か年の平均
男性	9	1	2	4	5	3.6
女 性	5	5	2	7	3	4.4
女性の割合	45.5	83.3	50.0	63.6	37.5	55.0

【2】職員に占める女性職員の割合(全部局)

(単位:人、%)

	H28	H29	H30	H31	R02	5か年の平均
男性	123	121	119	119	119	120.2
女 性	48	53	53	55	58	53.4
女性の割合	28.1	30.5	30.8	31.6	32.8	30.8

【3】平均した継続勤務年数の男女の差異(全部局)

(平均勤続年数:年)

	H28	H29	H30	H31	R02	5か年の平均
男性(A)	18.09	18.54	18.86	18.48	18.15	18.42
女 性(B)	11.40	11.23	12.03	10.66	11.06	11.28
男女の差						
(B-A)	-6.69	-7.31	-6.83	-7.82	-7.09	-7.14

【4】職員一人当たりの時間外勤務時間(全部局)

(単位:時間)

	H27	H28	H29	H30	H31	5か年の平均
年平均	155.9	151.2	150.1	132.7	155.6	149.1
月平均	13.0	12.6	12.5	11.1	13.0	12.4

[※]災害警戒、選挙事務を含む。

【5】管理的地位にある職員に占める女性職員の割合(全部局)

(単位:人、%)

	H28	H29	H30	H31	R02	5か年の平均
女性管理職数	3	3	3	3	4	3.2
全管理職数	28	28	27	27	27	27.4
女性の割合	10.7	10.7	11.1	11.1	14.8	11.7

【6】各役職段階にある職員に占める女性職員の割合(全部局)

(単位:人、%)

主査等	H28	H29	H30	H31	R02	5か年の平均
男性	13	13	13	14	16	13.8
女 性	12	13	14	17	19	15.0
女性の割合	48.0	50.0	51.9	54.8	54.3	52.1

課長補佐等	H28	H29	H30	H31	R02	5か年の平均
男性	52	49	46	43	41	46.2
女 性	11	11	11	9	8	10.0
女性の割合	17.5	18.3	19.3	17.3	16.3	17.8

課長等	H28	H29	H30	H31	R02	5か年の平均
男性	19	19	18	18	17	18.2
女 性	3	3	3	3	4	3.2
女性の割合	13.6	13.6	14.3	14.3	19.0	15.0

部長等	H28	H29	H30	H31	R02	5か年の平均
男性	6	6	6	6	6	6.0
女 性	0	0	0	0	0	0.0
女性の割合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【7】男女別の育児休業取得率及び平均取得期間(全部局)

(単位:%、月)

	H27	H28	H29	H30	H31	5か年の平均
取得率(女性)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
取得率(男性)	25.0	33.3	0.0	0.0	0.0	8.7
平均期間(女性)	12.0	11.0	13.0	15.0	10.0	11.8
平均期間(男性)	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0

【8】男性職員の配偶者出産休暇の休暇取得率及び平均取得日数(全部局)

(単位:%、日)

	H27	H28	H29	H30	H31	5か年の平均
取得率(男性)	75.0	100.0	57.1	75.0	100.0	78.3
平均日数(男性)	1.67	2.30	1.75	1.33	2.40	1.94

【9】年次休暇取得の割合(全部局)

(単位:日、%)

	H27	H28	H29	H30	H31	5か年の平均
取得日数	1,449.13	1,349.90	1,584.26	1,735.87	1,777.42	1,579.32
付与日数	3,275	3,285	3,400	3,320	3,455	3,347
取得率	44.2	41.1	46.6	52.3	51.4	47.2

当該課題分析の結果、職員の仕事と子育ての両立及び女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、 教育委員会事務局、農業委員会事務局、水道局において、それぞれの職員の仕事と子育 ての両立及び女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情 について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

<職員の仕事と子育ての両立及び女性職員の活躍を推進する目標>

【1】時間外勤務の縮減

時間外勤務の状況は、選挙の実施や災害の発生によるところが大きいが、平成27年度から平成30年度において、時間外勤務の時間数は減少傾向にある。時間外勤務を命ずる時間数の上限を、原則として、1月に45時間、1年に360時間とし、時間外勤務縮減の徹底を図る。

【2】年次休暇取得の推進

年次休暇の取得については、平成28年度から毎年、増加している。平成30年度及び平成31年度において実現できているが、年次休暇取得率を50%以上にする。

【3】男性職員の配偶者出産休暇の休暇取得の促進

平成28年度及び平成31年度において実現できているが、引き続き、男性職員の配偶者出産休暇の休暇取得率を100%に、平均日数を2日以上にする。

【4】女性職員の登用促進

平成28年度からの5か年において、毎年のように女性職員の割合が増えているところであり、女性職員に対し多様な職務への従事を通して豊富な経験を積ませる中で、職務に対する意欲と能力の向上とともに積極的な採用・登用・職域拡大に努める。

4. 目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、 教育委員会事務局、農業委員会事務局、水道局において、それぞれの職員の仕事と子育 ての両立及び女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情 について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【1】時間外勤務の縮減

- ① 時間外勤務命令は、必要最小限のものとし、かつ、職員の健康の確保に最大限の配慮を行う。
- ② 時間外勤務命令は、原則、1月45時間、1年360時間以内に努める。
- ③ 時間外勤務は、原則、午後10時を超えることがないようにする。
- ④ 土日に時間外勤務命令を行う場合は、原則、振替日を指定する。
- ⑤ ストレスチェックの実施や産業医との面談など、時間外勤務の多い職員に対する健康面の配慮を充実させる。

【2】年次休暇取得の促進

① 年次休暇の付与の際(毎年1月)に、職員の心身の健康の維持を目的とした 計画的な年次休暇取得促進の通知を配布する。また、夏季においては、夏季休 暇取得の通知に併せて、年次休暇取得促進の通知を配布する。

【3】男性職員の配偶者出産休暇の休暇取得の促進

① 子どもの出生時における男性職員の特別休暇等に関する資料を通知、配布し、制度の周知を図る。

【4】女性職員の登用促進

- ① 係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- ② 女性職員を多様なポストに積極的に配置する。